

放課後児童クラブに係る整備指針

1 放課後児童クラブの役割等

(1) 役割

放課後児童クラブは、これまで保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象にして、放課後等に安全で安心して過ごせる適切な遊び及び生活の場を与え、児童の状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る役割を担ってきました。

近年、小学校児童が減少する一方で、放課後児童クラブの利用者は年々増加傾向にあり、利用者の要望・期待に応えていく必要があります。

今後は、狭あい化や老朽化に伴う児童の居住環境の改善や、働く保護者の支援に加え、放課後子ども教室など新たな取組や他の子ども・子育て支援機能、生涯学習機能、小学校との連携に対する検討も求められています。

(2) 運営形態

ア 公設民営

公設民営方式は、保護者等で構成する運営委員会等が本市所有の建物等を利用して運営する方式の放課後児童クラブであり、今後も、本市における放課後児童クラブの運営方法の基幹となるものとして継続していきます。

イ 民設民営

民設民営方式は、民間施設を利用して、社会福祉法人やNPO法人等の民間事業者が運営する方式の放課後児童クラブで、今後は、民間の力も最大限活用し、民間事業者との連携を進めていきます。

(3) 課題

ア 専用区画面積の確保

放課後児童クラブ施設は、津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例に規定する児童1人当たりの専用区画面積がおおむね1.65㎡と定められていることから、この専用区画面積の確保を目指す必要があります。

イ 老朽化

単独の建物で運営している公設民営の41の放課後児童クラブのうち、3放課後児童クラブで、築30年以上が経過し、施設の劣化が進行していることから、その対応が必要となっています。

ウ 未設置校区への設置

現在、9小学校区に放課後児童クラブがなく、保護者等からの設置要望に応じて、段階的に整備を進める必要があります。

エ 運営上の課題

公設民営の放課後児童クラブは、保護者等で構成する運営委員会等の運営基盤における支援や、放課後児童支援員等の資質の向上に取り組む必要があります。

2 放課後児童クラブの整備の考え方

適正な児童の放課後等の居場所を確保する観点から、配置と総量の適正化に努めます。

(1) 既施設の改修整備

ア 小学校施設の活用

放課後児童クラブは、小学校との連携が取りやすい環境にあることが望ましく、児童数の減少に伴う余裕教室の活用を検討するなどして、小学校施設の活用を基本とします。

イ 他の公共施設の活用

小学校の余裕教室が活用できない場合は、幼稚園等の近隣の他の公共施設の活用を検討します。

既に他の公共施設の諸室を活用している場合は、当該公共施設の稼働率を分析し、当該公共施設の運営上、支障がない場合は、恒久的な放課後児童クラブ施設として位置付けを行うとともに、必要な例規整備と改修を施すこととします。

ウ 民間施設の活用

近隣に空きテナント等がある場合は、賃貸借と整備を検討します。

(2) 施設を整備する場合

小学校施設や近隣の他の公共施設の活用ができない場合に限って、児童数の推移を考慮し、建物の想定寿命に応じた構造での整備を検討することとします。

なお、敷地については、小学校の空き敷地、他の公共施設の空き敷地、国・県等の所有する敷地等を中心に調整を行うこととします。

(3) 改修整備をするための優先順位

次の観点から、総合的に勘案して改修整備をします。

ア 専用施設がない場合

専用施設がなく、一時的に他の施設を使用している場合は、児童の居住環境を安定させることを目的に、改修整備を実施するとともに、恒久的な設置に向けての検討を行います。

イ 専用区画面積が確保できない場合

既存施設の専用区画面積が確保できないことにより使用に支障が生じている場合は、まず、小学校の余裕教室の活用を検討し、次に、他の公共施設の活用を、最後に、増築を検討することとします。

ウ 老朽化に伴い改修を要する場合

既存施設が経年劣化により使用に支障が生じている場合は、まず、小学校の余裕教室の活用を検討し、次に他の公共施設の活用を、最後に抜本的な改修又は建て替えを検討することとします。

(4) 未設置校区への対応

未設置校区への整備については、上記の改修整備と同様に、小学校の余裕教室等の活用を基本に、あるいは近隣の他の公共施設の活用を中心に検討します。また、民間事業者による整備を検討します。

3 施設機能の考え方

現行の施設を基本として、以下の表に基づいて施設の機能を検討します。

施 設	摘 要
保育室	放課後児童クラブにおける日常的な遊び及び生活の場としての機能を確保するとともに、児童が静養する場とします。
厨房	生活の場としての機能を持ち、児童の楽しみとなる支援員等によるおやつや食事を準備したり提供したりする場とします。
事務室 静養室 物入れ	事務の場としての機能を持ち、場合によっては、児童が体調を崩したとき休息・静養する場とクラブの物品を整理・収納する場とします。
洗面所	児童の生活の場としての機能を持ち、安全・衛生を確保するため、入口付近に設置します。
トイレ	児童の衛生面に配慮してトイレ及び手・足洗い場を設けます。